

第6節

中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集

1 中東地域への自衛隊派遣に向けた経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域においては、緊張が高まる中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、19（令和元）年6月には日本関係船舶の被害も発生した。このような状況のもと、米国や欧州諸国などの各国は、同地域において艦船、航空機などを活用し、船舶の航行の安全のための取組を進めている。

わが国は、中東における緊張緩和と情勢の安定化に向けて、同月の安倍内閣総理大臣のイラン訪問、同年9月の国連総会時の日米首脳会談、日イラン首脳会談をはじめ、政府として外交的な取組を積極的に進めてきた。

このような中、国家安全保障会議などにおいて、総理を含む関係閣僚の間で行った議論を踏まえ、わが国としては、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のためのわが国独自の取組を行っていくこととし、同年10月18日の内閣官房長官の記者会見で、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、③情報収集態勢強化のための自衛隊アセットの活用に係る具体的な検討の開始からなる政府方針を発表した。同日、この方針を受け、情報収集を目的とした海上自衛隊の艦艇の派遣及び既存の海賊対処部隊の活用の可能性についての検討の実施に係る防衛大臣指示が発出された。

その後、防衛省においては、具体的な検討を実施するとともに、内閣官房、外務省といった関係省庁とも必要な調整を行った。

これらの議論を経て、国家安全保障会議などにおいて、内閣総理大臣を含む関係閣僚間で議論を行った結果、同年12月27日、日本関係船舶の安

全確保に関する政府の取組について、政府としての方針を閣議決定した（詳細は次項）。今般の情報収集活動については、防衛省の所掌事務の範囲内で実施可能であるが、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することに加え、自衛隊を海外に派遣することの重要性や、国民に対する説明責任の明確化のため、閣議決定を行うこととした。また、これと同様の理由で、閣議決定（これを変更する場合を含む。）及び自衛隊の活動終了時にはその結果を国会に報告することとしている。なお、閣議決定時の国会報告については、同日の閣議決定直後に行った。

防衛省においては、同日の閣議決定を受け、部隊の編成準備や教育訓練をはじめ、各種準備に取り掛かるよう防衛大臣指示が発出された。海自においては、防衛省・自衛隊の関係部署や関係省庁の参加を得て、各級指揮官の情勢判断や部隊運用・情報伝達の要領を演練することを目的に、20（令和2）年1月8日及び9日に凶上演習を実施するなど、円滑な活動の実施に万全を期した。

同月10日には、防衛会議が開催され、統幕長及び海幕長から派遣に係る準備状況などにかかる報告をもとに審議がなされたのち、防衛大臣により、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施が命じられた。今般の情報収集活動では、新たに水上部隊の護衛艦1隻



アラビア海において情報収集活動にあたる護衛艦「たかなみ」

図表Ⅲ-1-6-1 中東における情報収集活動に従事する部隊



を派遣するほか、派遣海賊対処行動航空隊の固定翼哨戒機P-3C 2機を海賊対処の任務に支障のない範囲で活用することとしている。また、活動海域は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）である。同月11日、固定翼哨戒機P-3C（2機）が、海賊対処部隊の交代に合わせて出国し、同月20日から情報収集活動を開始した。また、護衛艦「たかなみ」は、同年2月2日出港し、同月26日から現場海域

における情報収集活動を開始した¹。同年5月10日には、「たかなみ」と交代するために護衛艦「きりさめ」が出港した。

自衛隊が収集した情報については、内閣官房、国土交通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しており、必要に応じ、官民連絡会議等を通じて関係業界にも共有するなど、政府としての航行安全対策に活用されている。

Q 参照 図表Ⅲ-1-6-1（中東における情報収集活動に従事する部隊）、図表Ⅲ-1-6-2（自衛隊による情報収集のための活動（イメージ））

2 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」（閣議決定）の概要 ……

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」（閣議決定）においては、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、わが国独自の取組として、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、関係業界との綿密な情報共有をはじめ

めとする航行安全対策の徹底並びに情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議決定を行い、次のとおり対応することとしている。

¹ 情報収集活動開始以降、本年5月末までの間、活動海域において日本関係船舶に特異な事象があったとの情報には接していない。この間、活動海域において派遣情報収集活動水上部隊が確認した船舶数は累計7,617隻、派遣海賊対処行動航空隊が確認した船舶数は累計9,150隻である。

図表Ⅲ-1-6-2 自衛隊による情報収集のための活動（イメージ）



1 更なる外交努力

わが国は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持するなど、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いている。これを活かし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを含む更なる外交努力を行う。また、船舶の安全な航行に大きな役割を有する沿岸諸国に対し、航行安全確保のための働きかけを引き続き実施する。自衛隊の情報収集活動について、地域の関係国の理解を得られるよう努力を継続する。

2 航行安全対策の徹底

関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策を徹底する。具体的には、自衛隊による情報収集活動で得られた情報及び関係省庁が得た情報の共有を含めた政府内及び政府と関係業界

との間の連携体制を構築する。また、船舶の航行安全に影響を及ぼし得る情報に基づき、関係業界に対する迅速な情報提供及び適時の警戒要請を行うとともに、関係業界による航行上の措置の実施などの自主的な安全対策の徹底を促す。

3 自衛隊による情報収集活動

中東地域においては、日本関係船舶の防護の実施を直ちに要する状況にはないものの、中東地域で緊張が高まっている状況を踏まえると、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが必要である。そのため、わが国から中東地域までの距離、この地域における活動実績及び情報収集に際して行う各国部隊・機関との連携の重要性を勘案し、自衛隊による情報収集活動を行うこととする。

自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な

な情報を収集するものであり、これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応としての自衛隊法第82条に規定する海上における警備行動（海上警備行動）に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定に基づき実施する。

(1) 収集する情報

下記(3)の海域において、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 装備

所要の調整を経て、護衛艦を新規に1隻派遣するとともに、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（海賊対処法）第7条第1項の規定による海賊対処行動に現に従事する自衛隊の部隊の固定翼哨戒機P-3Cを活用する。なお、海賊対処部隊による情報収集活動については、海賊対処行動に支障を及ぼさない範囲で実施する。

(3) 活動の地理的範囲

(2)の護衛艦及び固定翼哨戒機による情報収集活動の地理的範囲は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）とする。護衛艦が補給等を行う場合には、当該三海域に面する港に寄港する。

(4) 不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応

不測の事態が発生するなど状況が変化する場合には、関係省庁は連携して状況の把握に努め、相互に緊密かつ迅速に情報共有するとともに、政府全体としての対応を強化する。その上で、当該状況への対応として、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法第82条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する。

当該発令に際しては、迅速な意思決定に努める。

海上警備行動に際してとり得る措置は、旗国主義の原則をはじめとする国際法を踏まえ、保護対象船舶が日本籍船か外国籍船かの別、侵害の態様といった個別具体的な状況に応じて対応する。

(5) 自衛隊の部隊の安全確保

情報収集活動の実施に当たっては、活動海域の情勢に係る十分な情報収集、安全確保に必要な機材の搭載、事前の適切な教育訓練等を通じ、自衛隊の部隊の安全の確保に万全を期す。

(6) 関係省庁間の協力

情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の実効性確保のため、関係省庁は連携を密にし、当該対応についての認識を共有するとともに、訓練等を通じて対処能力向上等を図り、状況に迅速に対応することができる態勢を整備する。

(7) 諸外国等との連携

わが国は中東地域の航行の安全に係る特定の枠組みには参加せず、自衛隊の情報収集活動はわが国独自の取組として行うものであるが、諸外国等と必要な意思疎通や連携を行う。

(8) 自衛隊の活動期間

閣議決定に基づく自衛隊による活動を行うべき期間（訓練等の準備期間を含む。）は、19（令和元）年12月27日から20（令和2）年12月26日までとする。なお、閣議決定に基づく自衛隊による活動を延長する必要があると認められる場合には、再度閣議決定を行う。右期間の満了前に、本項²に記す必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、その時点において当該活動を終了するほか、情勢に顕著な変化があった場合は、国家安全保障会議において対応を検討する。

² [3 自衛隊による情報収集活動]を指す。

4 国会報告

海賊対処法に基づく自衛隊の行動に係る事項については、海賊対処法第7条第3項の規定により国会に報告されていることにも鑑み、本閣議決定（これを変更する場合を含む。）及び当該活動が終了したときはその結果を国会に報告する。

Q参照 資料15（中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について）



アラビア海北部において情報収集を行う護衛艦「たかなみ」隊員
(20(令和2)年2月)

3 関係国との意思疎通や連携

1 米国

わが国として、中東における日本関係船舶の航行の安全を確保するためにどのような対応が効果的かについて、原油の安定供給の確保、米国との

関係、イランとの関係といった点も踏まえつつ、総合的に検討した結果、米国などの海洋安全保障イニシアティブには参加せず、日本独自の取組を適切に行っていくこととした。一方、中東における航行の安全を確保するため、米国とはこれまで

VOICE

中東地域における情報収集活動に従事して

海上自衛隊第6護衛隊司令
1等海佐 稲葉 洋介

私は、派遣情報収集活動水上部隊指揮官として、護衛艦「たかなみ」を指揮し、20(令和2)年2月から中東海域における情報収集活動の任務に従事しております。わが国は、原油輸入の約9割をこの地域に依存しており、世界の主要なエネルギーの供給源である中東における日本関係船舶の安全確保は、わが国にとって非常に重要です。我々が活動するオマーン湾やアラビア海北部の公海においては、湾岸諸国から日本に向け、原油などを積んだタンカーが数多く航行しています。この情報収集活動を通して、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報、その他航行の安全確保に必要な情報の収集を行うことで、日本関係船舶の安全確保に寄与できることを派遣情報収集活動水上部隊一同誇りに感じています。

初めての活動でもあり、派遣準備にあたっては手



艦橋で報告を受ける筆者

探りの中、試行錯誤することもありましたが、各部から多大なるご支援を受けるとともに、この任務の重要性を派遣情報収集活動水上部隊の総員が認識し、一丸となったことで克服できたと感じております。

本日も我々は、この海域における日本関係船舶の安全確保のため全力で任務にまい進しております。



動画：中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動

URL：<https://twitter.com/oointstaffpa/status/1232620231605899265?s=09>

も様々な形で緊密に連携してきているところであり、自衛隊の情報収集活動に際しても、わが国独自の取組を行うとの政府方針を踏まえつつ、同盟国である米国と適切に連携することとしている。このため、海自からバーレーンに所在する米中央海軍司令部へ、海上自衛官1名を連絡官として派遣し、米軍と情報共有を行っている。なお、自衛隊の派遣については、20（令和2）年1月14日の日米防衛相会談においても、河野防衛大臣からエ

スパー長官に説明し、同長官からは謝意が示された。

2 中東地域における沿岸国

わが国独自の取組として実施する今般の情報収集活動については、イランを含む沿岸国の理解を得ることは重要であり、これまでも同活動について、透明性をもって説明してきている。また、中

VOICE

中東地域における情報収集活動に対する関係業界の反応

19（令和元）年12月の閣議決定により、自衛隊は中東地域において情報収集活動を行っています。これに対する関係業界（日本船主協会、石油連盟、全日本海員組合）の反応を紹介します。

ないとう ただあき
内藤 忠顕氏（日本船主協会会長）

昨年12月27日に閣議決定されました日本政府の取組を、日本船主協会は歓迎したいと存じます。昨年来、中東地域においては緊張感が高まっており、当該海域を航行する船舶の乗組員は不安を抱きながら業務を行っているのが現状です。このような中で、自衛隊が得た情報を我々にご提供いただくことになれば、日本商船隊の安全運航に資するほか、乗組員の安心感も増すものと考えております。外航海運業界としては、政府と密接に情報の共有を行い、わが国に必要な物資を確実に輸送するという社会的責任を果たしてまいります。



内藤 忠顕氏（日本船主協会会長）

つきおか たかし
月岡 隆氏（石油連盟会長）

わが国のエネルギー供給の大動脈である中東海域の安全確保に向けた日本政府の取組、並びに現地で情報収集活動にあたられている自衛官の皆様には厚く御礼申し上げます。中東からの原油輸入量は、わが国への原油輸入の約9割を占め、この地域の安全な航行は日本の安定したエネルギー供給、ひいては国民生活の安寧の礎と考えており、業界として石油の安定供給に引き続き努めて参る所存です。日々、現地で情報収集活動にあたられている自衛官の皆様のご苦勞に感謝し、皆様が任務を遂行し、そして無事に帰国できますよう心よりお祈り申し上げます。



月岡 隆氏（石油連盟会長）

もりた やすみ
森田 保己氏（全日本海員組合組合長）

海洋貿易立国であるわが国において、国民生活の維持、経済の発展に必要な輸出入貨物の99.6%は海上輸送によるものです。安定的な海上輸送を維持するためには、海の安全が必要不可欠であり、海と航路の安全が確認できたとき、我々船員は安心して働くことができます。

防衛省・自衛隊の皆様、海と航路の安全確保のための諸活動に、船員を代表し心より感謝申し上げます。



森田 保己氏
 （全日本海員組合組合長）

東における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。

19(令和元)年12月20日の日イラン首脳会議においては、安倍内閣総理大臣から、わが国の取組について詳細に説明した。これに対し、ローハニ大統領から、イランは、地域の緊張緩和に向けた日本の外交努力を評価する、自らのイニシアティブにより航行の安全確保に貢献する日本の意図を理解しており、さらに日本が透明性を持ってイランに本件を説明していることを評価する旨の発言があった。このようなイランの立場については、20(令和2)年2月15日に実施された日イラン外相会談においても確認している。

また、同年1月9日の河野防衛大臣とイランのハータミ国防軍需大臣の間で行った電話会談にお

いては、河野防衛大臣から、自衛隊の情報収集活動について説明を行うとともに、イランに対し、船舶の安全な航行確保のために沿岸国としての協力を求めた。

安倍内閣総理大臣は同年1月、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、オマーン各国を歴訪し、それぞれ首脳会談を行った。首脳会談では、わが国の取組について直接説明を行い、各国から支持を得ている。河野防衛大臣も、自衛隊による情報収集活動について、19(令和元)年12月、オマーンを訪問した際、バドル国防担当大臣に直接説明するとともに、20(令和2)年3月、UAEのボワルディ国防担当国務大臣との電話会談において説明を行った。わが国は、引き続き、イランを含む沿岸国との間において、意思疎通を図っていく考えである。